

# 平成22年第1回定例会 条例等議案説明資料概要



平成22年3月

伯耆町 総務課

## 議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	公益的法人等への伯耆町職員の派遣等に関する条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 伯耆町スポーツ振興事業団の解散（平成22年3月31日予定）に伴い、職員を派遣できる団体から当該団体を削るもの。</p> <p>2. 概要 職員を派遣できる団体（第2条）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・植田正治写真美術財団</li><li>・伯耆町農業振興公社</li><li>・伯耆町スポーツ振興事業団 削る（平成22年3月31日解散予定）</li><li>・伯耆町土地開発公社</li><li>・伯耆町社会福祉協議会</li></ul> <p>3. 施行期日 平成22年4月1日</p>	

# 議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	町長、副町長の給与を減じる特例期間の延長等を実施するための改正を行う。
2. 概要	<p>【特例期間の延長】 特例期間を平成23年3月31日までとする。</p> <p>【期末手当基礎額の適用除外】 平成21年8月の人事院勧告に準じて、期末手当の支給月数を引下げたため(3.30月 3.05月：平成21年12月議会議決)、期末手当の基礎額については、減額前の給与で算出するよう改正する。</p>
3. 施行期日	平成22年4月1日

議案名等	伯耆町教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	教育長の給与を減じる特例期間の延長等を実施するための改正を行う。
2. 概要	<p>【特例期間の延長】 特例期間を平成23年3月31日までとする。</p> <p>【期末手当基礎額の適用除外】 平成21年8月の人事院勧告に準じて、期末手当の支給月数を引下げたため(3.30月 3.05月：平成21年12月議会議決)、期末手当の基礎額については、減額前の給与で算出するよう改正する。</p>
3. 施行期日	平成22年4月1日

# 議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町職員の給与に関する条例等の一部改正について
------	--------------------------

## (提案理由及び概要)

1. 理由 労働基準法の一部改正等を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合及び時間外勤務代休時間に係る規定を整備する。

### 2. 概要

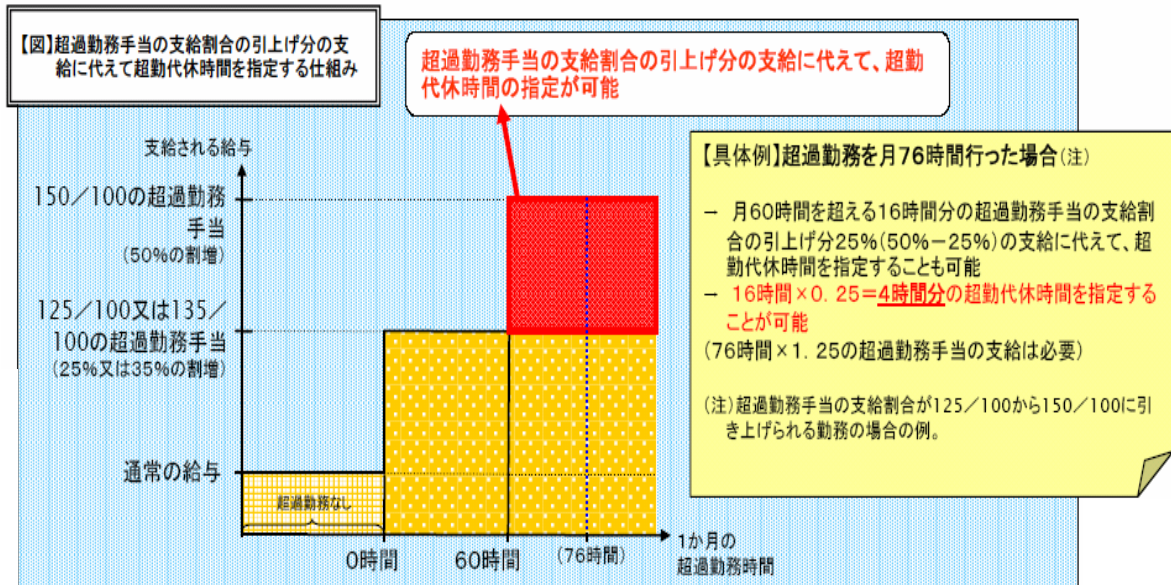
(伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正)

労働基準法の一部改正を踏まえ、月に60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるもの。

(伯耆町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正)

月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合の差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することが出来る制度を新設する。

【参考：人事院資料】



3. 施行期日 平成22年4月1日

# 議案等説明資料

提出課：教育委員会

議案名等	伯耆町営社会体育施設条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1 理由	
・財団法人伯耆町スポーツ振興事業団の解散により伯耆町民岸本体育館が伯耆町へ寄附されることに伴う一部改正	
2 概要	
・第2条に、名称と位置を追加する。 (名称は、伯耆町民岸本体育館、位置は、伯耆町吉長90番地15とする。)	
・別表第4条中、施設名を追加する。	
3 施行期日等	
平成22年4月1日から施行する。	

提出課：総合福祉課

議案名等	伯耆町医療費助成条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1 理由	
・子育て世代の負担軽減を図るため、小学生に対する医療費助成制度を中学生まで拡大する。	
2 概要	
・助成内容(小学生に対する助成と同様)	
一部負担額	通院 530円 / 1回 同一医療機関で月4回まで 入院 1,200円 / 1日 住民税非課税世帯のみ対象で月18,000円まで
診療科目	制限なし
助成率	助成対象額の50%
3 施行期日等	
平成22年4月1日から施行する。	

## 議案等説明資料

提出課：地域再生戦略課

議案名等	鬼の館条例等の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由 伯耆町公の施設の指定管理者指定に係る各施設の設置管理条例のうち、現在町が直接管理している施設及び今後直接管理する予定となっている施設について、指定管理者による管理のみを予定した現行の条例から、町が直接管理する場合にも対応できる条例に変更する。	
2. 概要 鬼の館条例、伯耆町立写真美術館条例、おにっ子ランド条例について、現行の条例を町が直接管理することを基本とした条例に変更したうえで、指定管理者による管理となった場合においては、「使用の許可」等に係る条文中の文言を「町長」又は「教育委員会」から「指定管理者」に読み替えるとする規定及び「指定管理者の指定の手続等」についての条文を追加する。	
3. 施行期日等 平成22年4月1日	

議案名等	伯耆町索道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由 平成20年度、21年度更新手続きをおこなった指定管理施設について、指定期間の変更等に伴い、条例の一部を改正する。	
2. 概要 現行の条例では、各施設の設置管理条例ごとに、指定管理者による管理の場合について、指定期間、選定の特例等を具体的に定めていたが、平成22年度から指定期間が変更になった施設や選定の特例等については、「伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第169条）」においても同様な規定があるため、各施設の設置管理条例については重複する条項を削除す	
3. 施行期日等 平成22年4月1日	

# 議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定についての議決の一部変更について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1.理由 伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定についての議決（平成18年8月7日議決）の一部を変更し伯耆町清掃センターの管理を円滑に行なう。</p> <p>2.概要 伯耆町清掃センターで処理している可燃ごみは、平成23年度から米子市クリーンセンターに暫定搬入を行ない処理を行う予定である。これに伴い指定の期間を1年間延長し円滑に管理業務を遂行させるもの。 指定管理者：有限会社アリオン                      指定管理料：年間35,389千円 指定の期間：変更前 平成18年9月1日～平成22年3月31日                   変更後 平成18年9月1日～平成23年3月31日</p>	

議案等説明資料

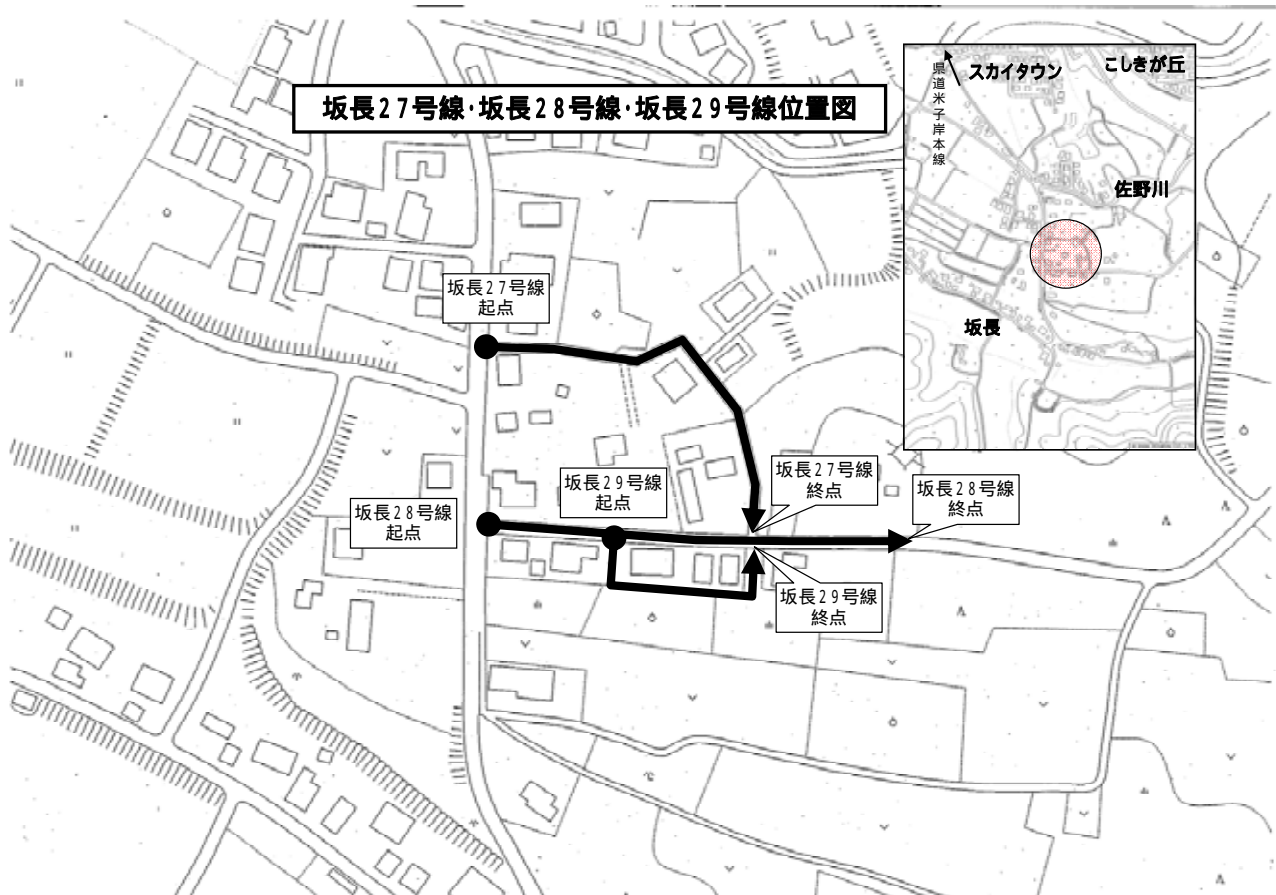
提出課：地域整備課

議案名等	町道路線の認定について		
<b>(提案理由及び概要)</b>			
1.理由 坂長地区の住宅団地開発により整備された道路について、登記が完了したため新規に町道認定する。			
2.概要			
路線番号	路線名	起 終	備 考
岸37019	坂長27号線	伯耆町坂長北塔ノ上	総延長 145m 実延長 145m 橋梁延長 重複延長
		伯耆町坂長北塔	幅員 3.0m~4.0m
岸37020	坂長28号線	伯耆町坂長北塔ノ上	総延長 140m 実延長 140m 橋梁延長 重複延長
		伯耆町坂長榎畑	幅員 3.5m~4.5m
岸37021	坂長29号線	伯耆町坂長北塔ノ上	総延長 96m 実延長 96m 橋梁延長 重複延長
		伯耆町坂長榎畑	幅員 4.0m~6.5m

議案名等	町道路線の変更について			
<b>(提案理由及び概要)</b>				
1.理由 フレスポ伯耆の開発に伴う周辺道路の整備により「町道殿河内9号線」「町道大殿6号線」の終点を変更する。				
2.概要				
路線番号	路線名		起 終	備 考
岸36319	殿河内9号線	旧	伯耆町大殿字達中田	総延長 170.0m 実延長 170.0m 橋梁延長 重複延長
			伯耆町大殿字南龍光田	幅員 2.5m~4.0m
		新	伯耆町大殿字達中田	総延長 290.0m 実延長 290.0m 橋梁延長 重複延長
			伯耆町大殿字ヒガ坪	幅員 2.5m~4.0m
岸37016	大殿6号線	旧	伯耆町大殿字曲り田	総延長 364.0m 実延長 364.0m 橋梁延長 重複延長
			伯耆町大殿字南龍光田	幅員 3.0m~5.0m
		新	伯耆町大殿字曲り田	総延長 595.8m 実延長 595.8m 橋梁延長 重複延長
			伯耆町大殿字徳光	幅員 3.0m~7.0m



**坂長27号線・坂長28号線・坂長29号線位置図**



**殿河内9号線・大殿6号線位置図**



# 議案等説明資料

提出課： 教育委員会

議案名等	人権擁護委員候補者の推薦について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 法務大臣委嘱の人権擁護委員の松本和三さんが任期満了となることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により候補者を推薦するものです。</p> <p>2. 概要 人権擁護委員の再任 氏名 松本和三 任期満了日 平成22年6月30日(現在6期目)</p> <p>(参考条文) 人権擁護委員法 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。 5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第2項の規定にかかわらず、第3項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。 6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人権、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。 第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。</p>	